

災害発生時に地域で要支援者を支える体制づくりへのご協力を！

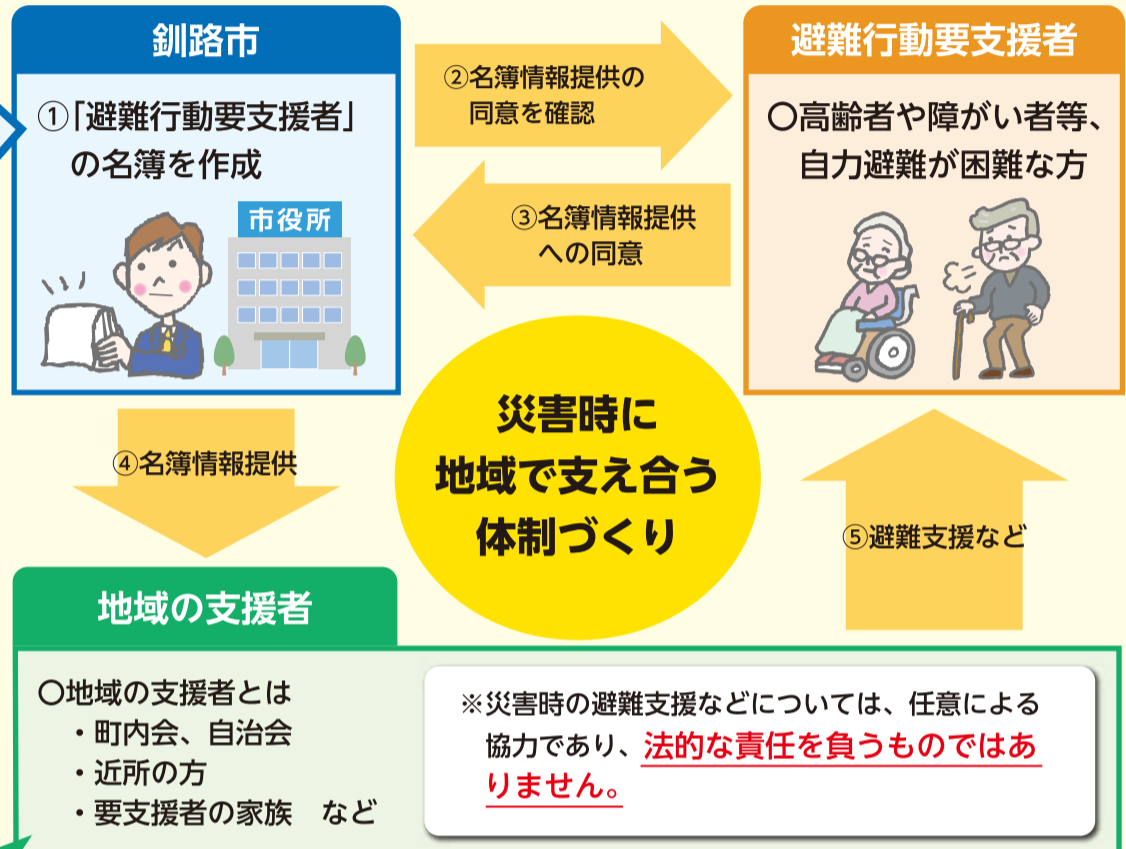
問合せ先 市役所社会援護課福祉政策担当 (☎31-4536)

災害の発生に備え、避難の際に手助けを必要とする人（避難行動要支援者）の情報を地域の支援者にお知らせして、地域で避難行動を支える体制づくりを行っています。

対象となる方（在宅生活の方）

高齢者	要介護認定3以上の方
	介護認定調査日常生活自立度B、Cまたは認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上に該当する方
障がい者等	視覚又は聴覚障がい1・2級の身体障害者手帳を所持する方
	上肢、下肢、体幹機能、呼吸器機能障がいのうちいずれか1級の身体障害者手帳を所持する方
	精神障害者保健福祉手帳1級を所持する方
	療育手帳Aを所持する方
	市の生活支援を受けている難病患者

避難行動要支援者避難支援事業の仕組み



地域の支援者の役割

日頃の取り組み

あいさつなどの声掛け、見守り

災害時の役割

安否確認、情報提供

個別避難計画をもとに避難所への避難支援

避難行動要支援者

個別避難計画（避難場所・緊急連絡先などを記載）を作成し、災害時に必要なものを備えましょう。
避難支援の協力について、家族や近所の方などに声掛けをしてみましょう。

支援者

災害時に頼りになるのは「地域の支援者」です！
地域の支援者としてご理解とご協力をお願いします。

釧路市先進不妊治療費等助成事業のご案内

問合せ先 市役所健康推進課 (☎31-4524)

市では、不妊治療における経済的負担を軽減するため、医療保険適用された治療と併用して実施された先進医療（厚生労働大臣が定める不妊治療の技術）に要する費用と交通費の一部を助成します。

2023 (令和5) 年4月1日以降に開始した先進不妊治療が対象となります

●対象となる方

次の全ての要件に該当する方

1. 治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満である夫婦であること。
2. 夫婦のいずれかが申請日時において釧路市に住所を有していること。
3. 治療開始日時点で法律上の婚姻をしていること（事実婚関係にある者も含む）。
4. 助成対象となる先進不妊治療について、他の自治体で助成を受けていないこと。

●助成の内容

治療費

助成回数：医療保険適用と併用可能な先進不妊治療を用いた「1回の治療」につき1回

助成額：先進不妊医療に要した費用の10分の7（上限3万5,000円）

※治療開始時の妻の年齢により、助成回数に上限があります。また、男性への助成は、女性への助成回数と同回数です。

交通費

助成回数：「1回の治療」につき5回まで

助成額：自宅から医療機関までの距離区分（片道25キロメートルを超える場合に限り）や実支出額に応じて、設定されている助成基準額を比較して少ない方の額に3分の2をかけた額（上限あり）

※対象となる治療や申請に必要な書類等、詳しくは市ホームページをご覧ください。
☎<https://www.city.kushiro.lg.jp/kosodatekyouiku/shussan/1008289/1013808.html>

